

介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定の取り消し (デイサービスふかつ)

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の45の9の規定に基づき、次のとおり、指定居宅サービス事業及び第一号事業を行う指定事業者の指定を取り消します。

1 事業者の名称及び所在地

有限会社居宅支援事業所ふじの郷 代表取締役 まつ松 もと本 まさ昌 ひろ大
みどり市大間々町大間々624番地6

2 対象事業所

| | |
|--------------------|---|
| 事業所の名称 | デイサービスふかつ |
| 事業所の所在地 | 粕川町深津1938番地23 |
| サービスの種類 及び指定年月日 | 通所介護（平成29年10月1日） 第一号通所事業（平成29年10月1日） |

3 指定取消年月日 令和4年3月31日

4 指定取消の理由

(1) 介護職員処遇改善加算について不正に加算を請求し、受領した。（介護保険法第77条第1項第6号に該当）

(2) 通所介護における法令違反（介護保険法第115条の45の9第6号に該当）

合計不正請求額：1,750,429円

※ 詳細については、別紙資料のとおりです。

5 今回の処分までの経緯

令和3年10月27日に実地指導を行ったところ、介護職員処遇改善加算の不正請求の疑いが確認されたことから、監査を実施し、上記処分理由が認められました。

本件に関するお問い合わせ先

介護保険課 指導係

担当者 舟橋・荒木
電話 内線 / 3132
直通 / 027-898-6132